

高校教育課
特別支援教育課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、

平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県教育委員会教育長

第4条第3項を次のように改める。

3 教育機関（特別支援学校に限る。）の長が専決する事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

別表第5中「高等学校及び」を削る。

教育政策課

正 誤

平成30年2月19日付け長野県告示第123号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中
ページ 行(箇所) 誤 正
6 左側上から12 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の限度

平成30年2月22日付け長野県告示第139号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中
ページ 行(箇所) 誤 正
6 右側上から14 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の限度

森林づくり推進課